

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の迅速な意思決定に努めるだけでなく、経営の透明性・公正性を高めるべく適時・適切な情報開示を行うなど、社内体制の強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

(5) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役候補者および監査役候補者の個々の略歴は、定時株主総会招集通知書および有価証券報告書に記載しています。社外取締役・社外監査役については、個々の選任理由を「定時株主総会招集通知書」に記載しております。

【原則4 - 8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は現在、業務執行を行う経営者から独立した立場かつ客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言を行う社外取締役を1名選任しております。しかし、同社外取締役はその他の関係会社の業務執行者であることから、独立役員として届出はしていません。同社外取締役は独立役員の届出は行っていないものの、当社との間に特別な利害関係はなく、当社は一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。また同社外取締役は、その豊かな経験と高い見識に基づき、取締役会で有益な発言を行っており、社外取締役として会社の持続的な成長と中・長期的な企業価値の向上に寄与する役割を十分に果たしていると考えております。なお、当社のコーポレートガバナンス体制を最適なものとすべく、当該体制の再構築について検討を行っており、2名以上の独立社外取締役の選任につきましてもこの一環として検討してまいります。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、今後、会社法が定める要件や東京証券取引所が定める独立性基準に加え、当社の経営に対し、専門的で建設的な助言および監督のできる独立社外取締役の候補者を選定して参ります。

【補充原則4 - 11 - 3. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、現時点では取締役会の定期的な分析・評価は実施しておりませんが、今後は、取締役会の実効性向上のための課題を洗い出し、必要な対策に取り組んだ上でその結果を検証するPDCAサイクルを運用するために、取締役会の定期的な分析・自己評価を行っていくことを検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4. いわゆる政策保有株式】

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、またはビジネス展開の強化等の観点から、当社の中・長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式等を取得し保有することができるものとしております。

政策保有株式に係る議決権行使について、当該取引先等が持続的な成長と中・長期的な企業価値向上に値するかどうか総合的に判断することとしております。これにより、当社の企業価値の向上と安定的な経営に資すると考えております。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社がその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主の利益等を害することが無いよう、取引条件に重要性がある場合に限り、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとしております。なお、佐藤商事株式会社との取引については、当社ホームページに記載しております「支配株主等に関する事項について」をご参照ください。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員への福利厚生の一環として確定給付企業年金制度を設けており、制度運営を行っております。運用にあたっては、専門性が必要となることから、委託運用としており、当社が定めた年金資産の運用に関する基本方針に基づき、運用受託機関の選任を行うとともに、総務人事部および経理部で構成される検証チームが定期的に運用受託機関の評価を行うなどのモニタリングを適切に行い、従業員の資産形成に資するように努めております。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
・企業理念

当社は、「みんなが豊かな生活に」をモットーに、健全な事業活動を通して人を大切に、優れた製品の提供と質の高いサービスを通じ、社会の発展に貢献することを企業理念としております。

・事業骨子

当社は「お客様が求める環境作りのために私たちはお客様の声を起点に農と住の明日を創造する会社を目指します。」を事業骨子とし、引き続き販売力の強化や新製品の開発に取り組んでまいります。

・経営指標

当社は、目標とする経営指標を売上高及び経常利益の拡大、自己資本比率の向上に位置付け、経常利益率の向上と資本・資産効率をより意識し、収益の改善に努めております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、経営の迅速な意思決定に努めるだけでなく、経営の透明性・公正性を高めるべく適時・適切な情報開示を行うなど、社内体制の強化に努めております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役及び監査役の報酬等については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。取締役の報酬限度額は、年額250,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額は、年額20,000千円以内であります。なお、役員の基本報酬の決定・改定・減額等の方針及び役員賞与の決定等の方針について取締役会および定款に定めております。これらの方針に基づき、1年ごとに会社の業績や経営内容、役員本人の成果・責任等を考慮し、役員の報酬等の額を決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

・方針

取締役の候補者指名におきましては、企業理念、経営ビジョン、中・長期計画等に基づく当社の掲げる目標を達成するために必要な知識・経験・能力等を備える候補者を指名することとしております。合わせて、取締役会として会社全体において的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視ができるよう、取締役会の人員構成を考慮し、候補者を指名することとしております。また、監査役の候補者指名におきましては、財務・会計・企業法務等に関する知見、当事業分野に関する知識および企業経営に関する多様性等のバランスを考慮し、総合的に検討し、候補者を指名することとしております。

・手続

取締役候補の指名については、取締役会から授權された代表取締役が提案し、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しております。監査役候補の指名については、監査役会で協議し同意を得た上で、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しております。

【補充原則4 - 1 - 1.取締役会の役割・責務(1)】

当社は、取締役会規則において、法令に準拠して取締役会で審議・判断する内容を定めております。また、取締役会付議事項以外のものについては執行役員および本部長を中心とした経営会議へ委任しております。

【補充原則4 - 11 - 1.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、事業運営や経営課題への対応に必要な知識・経験・能力・グローバルな視点等を持つ取締役および専門的で建設的な助言および監督のできる社外取締役に構成され、バランスをとっております。

・方針

取締役の候補者指名におきましては、企業理念、経営ビジョン、中・長期計画等に基づく当社の掲げる目標を達成するために必要な知識・経験・能力等を備える候補者を指名することとしております。合わせて、取締役会として会社全体において的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視ができるよう、取締役会の人員構成を考慮し、候補者を指名することとしております。また、監査役の候補者指名におきましては、財務・会計・企業法務等に関する知見、当事業分野に関する知識および企業経営に関する多様性等のバランスを考慮し、総合的に検討し、候補者を指名することとしております。

・手続

取締役候補の指名については、取締役会から授權された代表取締役が提案し、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しております。監査役候補の指名については、監査役会で協議し同意を得た上で、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しております。

【補充原則4 - 11 - 2.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役および監査役の兼任状況については、定時株主総会招集通知書および有価証券報告書に記載しています。なお、社外取締役および社外監査役の兼任状況はその役割・責務を適切に果たすために必要な時間・労力を振り向けることに支障がない範囲にあると考えております。

【補充原則4 - 14 - 2.取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役・監査役の役割・責務を適切に果たすために必要な知識の習得や能力の向上を図ることをトレーニングの基本方針としております。社外取締役・社外監査役を迎えるに際し、当社が属する業界、歴史、事業概要、財務情報、戦略、組織、工場見学等について必要な情報習得のための研修を行っております。さらに、取締役・執行役員においては、リーダーシップ力と経営戦略を培うため、外部研修等を活用し、経営スキルの習得に努めております。また、監査役においても、各種セミナーや他業種との意見交換会に積極的に参加し、業務及び会計に関する監査スキルを習得しております。

【原則5 - 1.株主との建設的な対話に関する方針】

当社は株主との建設的な対話を促進するために、株主・投資家を含む当社のステークホルダーの皆様に対して、経営・財務状況等に関する情報を積極的に開示し、全てのステークホルダーの皆様から信頼と正当な評価を得ることを基本方針としております。

・株主との対話については、株主総会等の様々な取組みを通じて、建設的な対話が可能となるよう積極的な対応を心掛けております。

・株主との対話を補助する体制については、総務部、経理部、その他関連部門等が定期的にミーティングを開催し、連携する体制をとっており、IR情報の共有化と情報開示資料の充実等に努めております。

・株主との対話を把握した意見・懸念については、管理部門管掌の取締役がとりまとめ、取締役会および関連部門へフィードバックし、情報の共有化を図っております。

・当社は、金融商品取引法に違反する内部者取引を未然に防止することを目的として、「内部者取引防止規程」を定め、当社の役員および従業員が職務に関し知り得た内部情報の管理および株式売買等に関する管理基準を明確に定めております。株主との対話の際にも、本規程に則ってインサイダー情報の管理に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐藤商事株式会社	359,900	29.92
福田 晴久	64,382	5.35
福田 公一	52,374	4.35

ネボン共栄会	50,900	4.23
株式会社三井住友銀行	49,636	4.13
ユニテック株式会社	31,200	2.59
株式会社きらぼし銀行	29,552	2.46
住友生命保険相互会社	27,300	2.27
鈴木 愛子	23,883	1.99
株式会社高原興産	23,600	1.96

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柳田 隆治	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柳田 隆治		佐藤商事株式会社 統括部長	佐藤商事株式会社統括部長として、長年の営業経験を有しているため社外取締役として選任しております。なお、社外取締役柳田隆治氏と特別な利害関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況
 監査役と会計監査人は、監査計画から報告まで定期的に会合を設け、特に決算に関する報告については四半期毎に開催しております。
 この他必要に応じ、随時意見交換を行っております。

監査役と内部監査室の連携状況
 当社の内部監査室は、業務執行から独立した組織となっております。監査役は、内部監査室から
 監査計画、各部門の業務監査結果、その他監査に関連する事項について定期的に報告を受け、また、必要に応じて意見交換を行い
 連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大川 康平	他の会社の出身者													
小林 昇	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大川 康平	○	弁護士	監査役大川康平氏は弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているため社外監査役および独立役員として選任しております。なお、監査役大川康平氏と特別な利害関係はありません。
小林 昇		税理士	監査役小林昇氏は税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かして頂くため、社外監査役として選任しております。なお、監査役小林昇氏と特別な利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

検討に値しますが、当社に於いては時期尚早と考え、取締役へのインセンティブ付与に関する施策は現段階では実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役および監査役について、社外役員を区分して報酬等の総額を有価証券報告書及び事業報告書で開示する他、定時株主総会にて公開しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等に関する事項については、株主総会の決議によって定められております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は社外監査役の要請または必要に応じて社外監査役の職務を補助するため使用人を置いて社外監査役のサポート体制を整えております。また、独立役員の回避事由に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと考えられる社外監査役1名を独立役員として確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、担当取締役制を採用することにより、効率的な職務の執行を実現するとともに、社内規定により、取締役の職務権限と責任の範囲を明確にしております。また、執行役員制を採用することにより、取締役会で決定された業務執行の意思を迅速かつ効率的に実現する体制を整えています。具体的には、取締役会と執行役員が参加する経営会議の開催と連動するかたちで、毎月1回開催され、取締役会の意思決定を素早く確実に実行できるしくみになっております。また、監査の状況として常勤監査役1名および社外監査役2名の体制で監査役会を組織し、監査役監査の基準に準拠し、適正な監査業務を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用し、3名の監査役のうち2名を社外監査役とすることで客観性の確保に努め、監査役による十分な監視機能が発揮できる体制を整えております。また当社は、社外監査役だけでなく社外取締役も参集することで、積極的に社外の視点を取り入れております。当社は、これらの取り組みが経営の透明性の向上や取締役に対する監督機能の強化につながると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	以下のURLにてIR資料を掲載しています。 http://www.nepon.co.jp/ir	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	取締役、監査役および管理部門の各管理者はJ-IRIS Sへ登録しております。 また、内部者取引防止規程により社員のインサイダー取引を未然に防いでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	生産拠点に環境委員会を設置し、拠点内外の環境に関する監視を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーにおいて、株主・投資家の皆様を始めとする全てのステークホルダーの理解を推進し、その適正な評価のために、当社に関する重要情報の適時開示を行うよう取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、従前からコンプライアンス(法令順守)、内部監査、リスクマネジメント等の取り組みを通じて内部統制システムの運用を図り、また、監査役への報告体制の整備等、監査役監査の実効性の確保に向けた取り組みを行っており、それらを会社法の定めに基づき整理及び整備しております。ただし、会社を取り巻く状況は不変ではなく、また適正な内部統制システムも不変ではないことから、今後も内部統制システムを継続的に随時見直していくこととし、適正な業務執行のための企業体制の維持・向上に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除については、地域にて特防協会員となっており、警察より定期的に情報の提供を受けるとともに、警察との連携により反社会的勢力に対しては不当要求には応じない毅然とした対応ができるように体制を整えております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、適時・適正な企業情報を開示することで健全な証券市場を活性化させると認識しております。当社を取り巻くステークホルダーの皆様へ、当社に対する理解を深め、より適正な投資判断が可能となる有用な企業情報については、関連法令を順守し、可能な範囲で公正に、また積極的に開示する事を基本方針としております。当社は適時開示の社内体制として、管理部門が、各分野における適時開示すべき情報を迅速に提示し、関連法令の検証を行い、情報開示の要否、時期、方法内容を精査し、代表取締役社長が決定しております。また、特に重要な情報については取締役会の決議を以って、開示の内容を決定しております。

情報開示体制の模式図

